

令和 6 年度

十三湖農地防災事業

芦野頭首工付帯施設他補足設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和6年度十三湖農地防災事業 芦野頭首工付帯施設他補足設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、国営土地改良事業十三湖地区に基づき改修する芦野頭首工の付帯施設及び岩木川右岸取水工並びに芦野揚水機場導水路スクリーンの補足設計を行うほか、河川協議資料の作成を行うものである。

(場 所)

第1－3条

業務位置は、青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地内他で別添位置図に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1－4条

- 1 別紙－6に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1－7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1－30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- 1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以

外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

（担当技術者）

第１－７条

担当技術者は、共通仕様書第１－８条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第１－８条

共通仕様書第１－１１条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第１－１２条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- １ 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- ２ 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第１－９条

共通仕様書第１－３７条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第２章 作業条件

（適用する図書）

第２－１条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改訂）年月
1	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」基準書・技術書	（社）農業土木学会	平成 20 年 3 月

（貸与資料等）

第 2－2 条

貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸与資料名	数量
1	岩木川水系岩木川等における水利使用（変更）に関する河川法第 23 条、第 24 条及び第 26 条 1 項に係る同法第 95 条の協議図書	1 式
2	令和 5 年度十三湖農地防災事業 芦野頭首工河川協議資料作成業務報告書	1 部
3	平成 27～28 年度十三湖農地防災事業 芦野頭首工詳細設計その他業務報告書	1 部
4	平成 26 年度国営総合農地防災事業全体実施設計 十三湖地区芦野頭首工付帯施設調査測量設計業務報告書	1 部

（貸与資料の取扱い）

第 2－3 条

第 2－2 条に示す貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－1「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 準備作業	1 式	
2 資料の検討	1 式	

3	仮締切左岸上流護岸の復旧に係る設計	1 式	
4	転落防止柵の設置に係る設計	1 式	
5	進入防止柵の設置に係る設計	1 式	
6	岩木川右岸取水工及び芦野揚水機場導水路スクリーンの改修に係る設計	1 式	
7	点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3－2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 作業の実施に当たり、行政機関等から資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2－2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 各作業に使用する各種統計資料等について、変更が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（河川協議資料作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙－6に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507－10

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書 17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により作業内容等に変更が生じた場合
- 6 その他

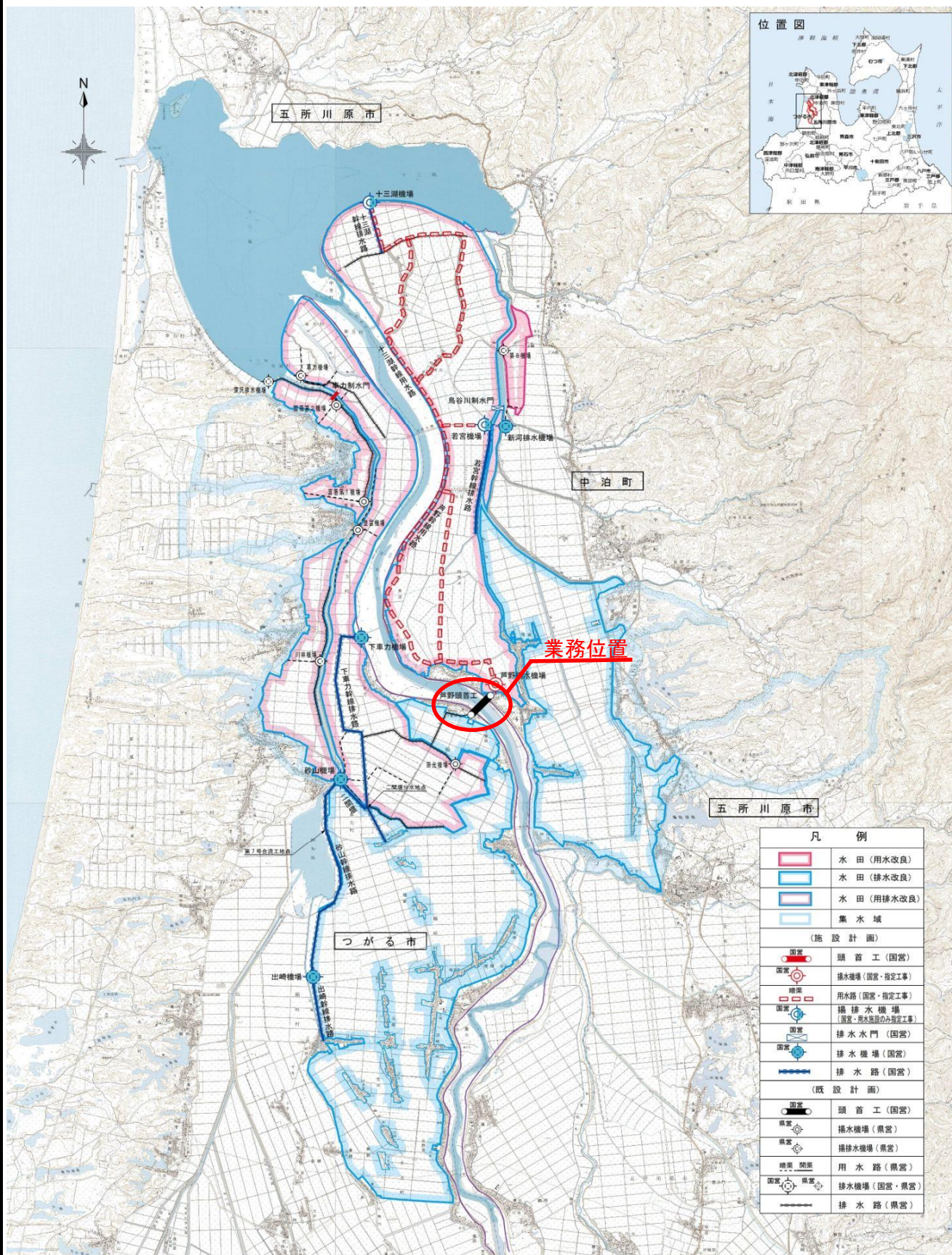
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添 位置図

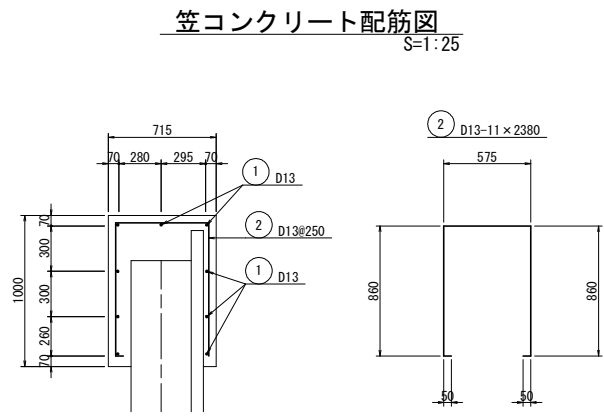
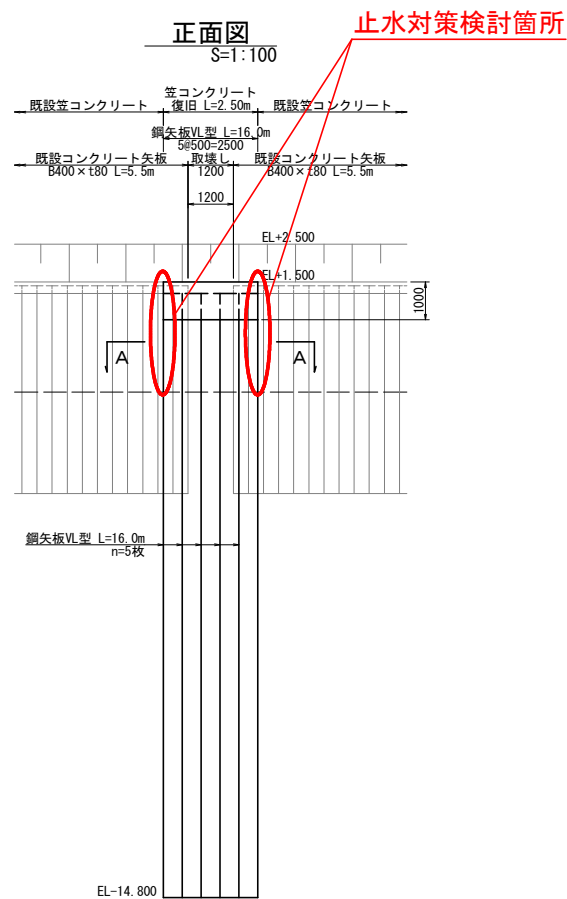
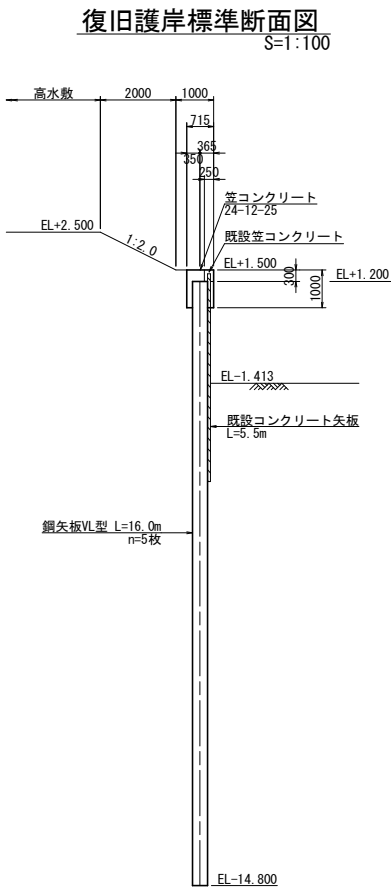
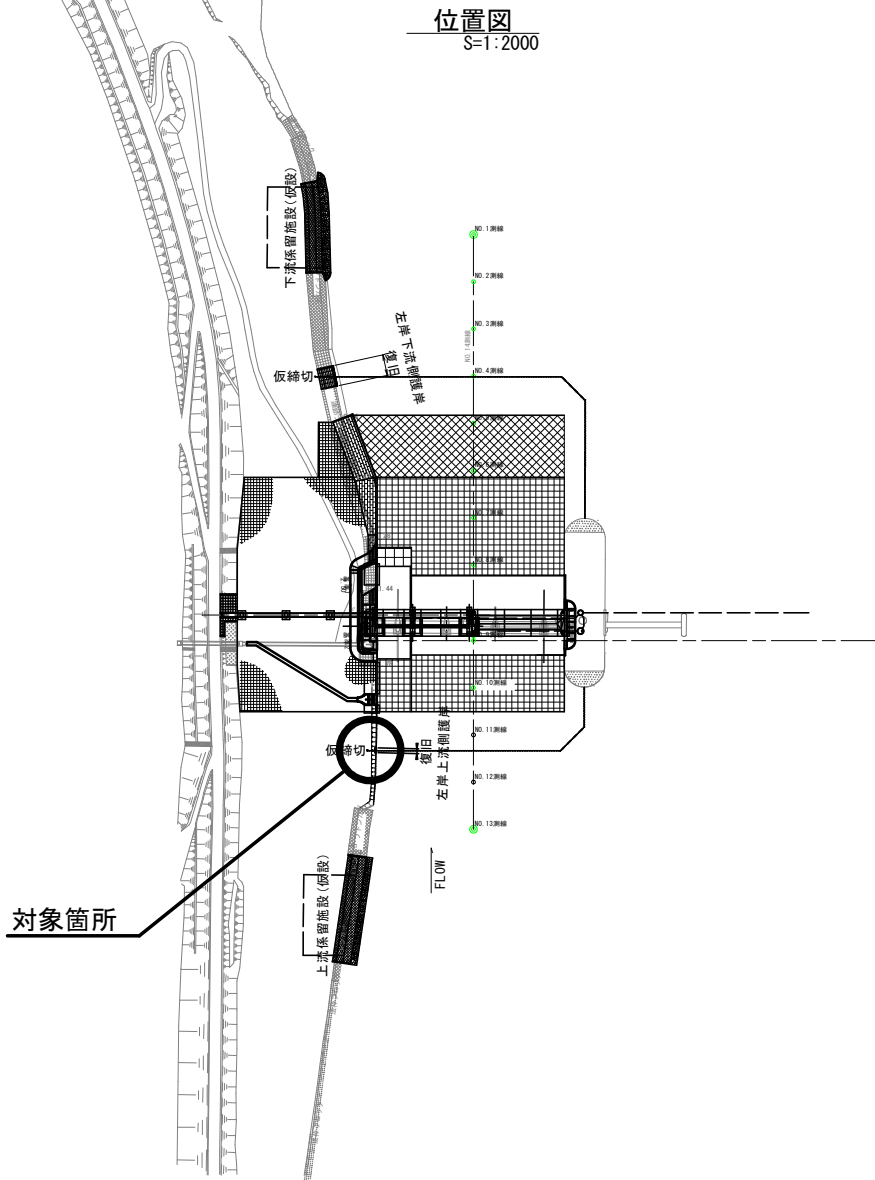
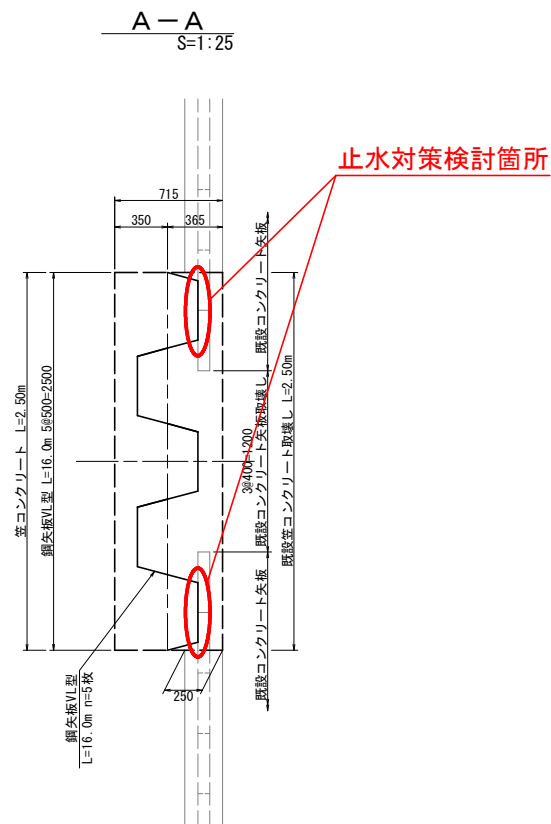
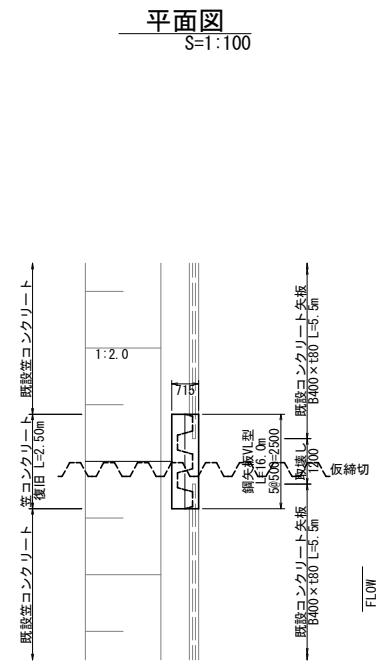


別紙－１ 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業 実施欄	備考
１．準備作業	作業のための必要な現地調査、業務計画書の作成を行う。	○	
２．資料の検討	貸与資料の内容を把握する。	○	
３．仮締切左岸上流護岸の復旧に係る設計			別紙－２
３-１．止水方法の検討	左岸上流の仮締切鋼矢板撤去に伴う護岸復旧について、既設コンクリート矢板と鋼矢板復旧接続部の止水対策について検討を行う。	○	
３-２．鋼矢板の防食の検討	鋼矢板の防食について検討を行う。	○	
３-３．図面作成・数量計算書作成	止水対策の構造図及び仮設図を作成し数量の算出を行う。	○	
３-４．河川協議資料の作成	上記検討項目について河川協議資料として取りまとめる。	○	
４．転落防止柵の設置に係る設計			別紙－３
４-１．構造計算	P 2・P 3・P 4 堰柱 T P. + 7. 0 0 面に設置する転落防止柵について、構造計算を行う。	○	
４-２．図面作成・数量計算書作成	転落防止柵の構造図を作成し数量の算出を行う。	○	
４-３．河川協議資料の作成	上記検討項目について河川協議資料として取りまとめる。	○	
５．進入防止柵の設置に係る設計			別紙－４
５-１．構造計算	管理橋に設置する進入防止柵について、構造計算を行う。	○	
５-２．図面作成・数量計算書作成	進入防止柵の構造図を作成し数量の算出を行う。	○	
５-３．河川協議資料の作成	上記検討項目について河川協議資料として取りまとめる。	○	
６．岩木川右岸取水工及び芦野揚水機場導水路スクリーンの改修に係る設計			別紙－５
６-１．スクリーンタイプの選定	岩木川右岸取水工スクリーンについてはスクリーンタイプの選定を行う。芦野揚水機場導水路スクリーンについてはスクリーンタイプの選定と、現況においてスクリーンとコンクリート躯体の間に隙間があるためゴミが入らない構造の検討を行う。	○	
６-２．構造計算	岩木川右岸取水工及び芦野揚水機場導水路スクリーンの構造計算を行う。	○	
６-３．図面作成・数量計算書作成	岩木川右岸取水工及び芦野揚水機場導水路スクリーンの構造図を作成し数量の算出を行う。	○	
７．点検取りまとめ	各作業の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

復旧図（締切端部護岸）

左岸上流側護岸

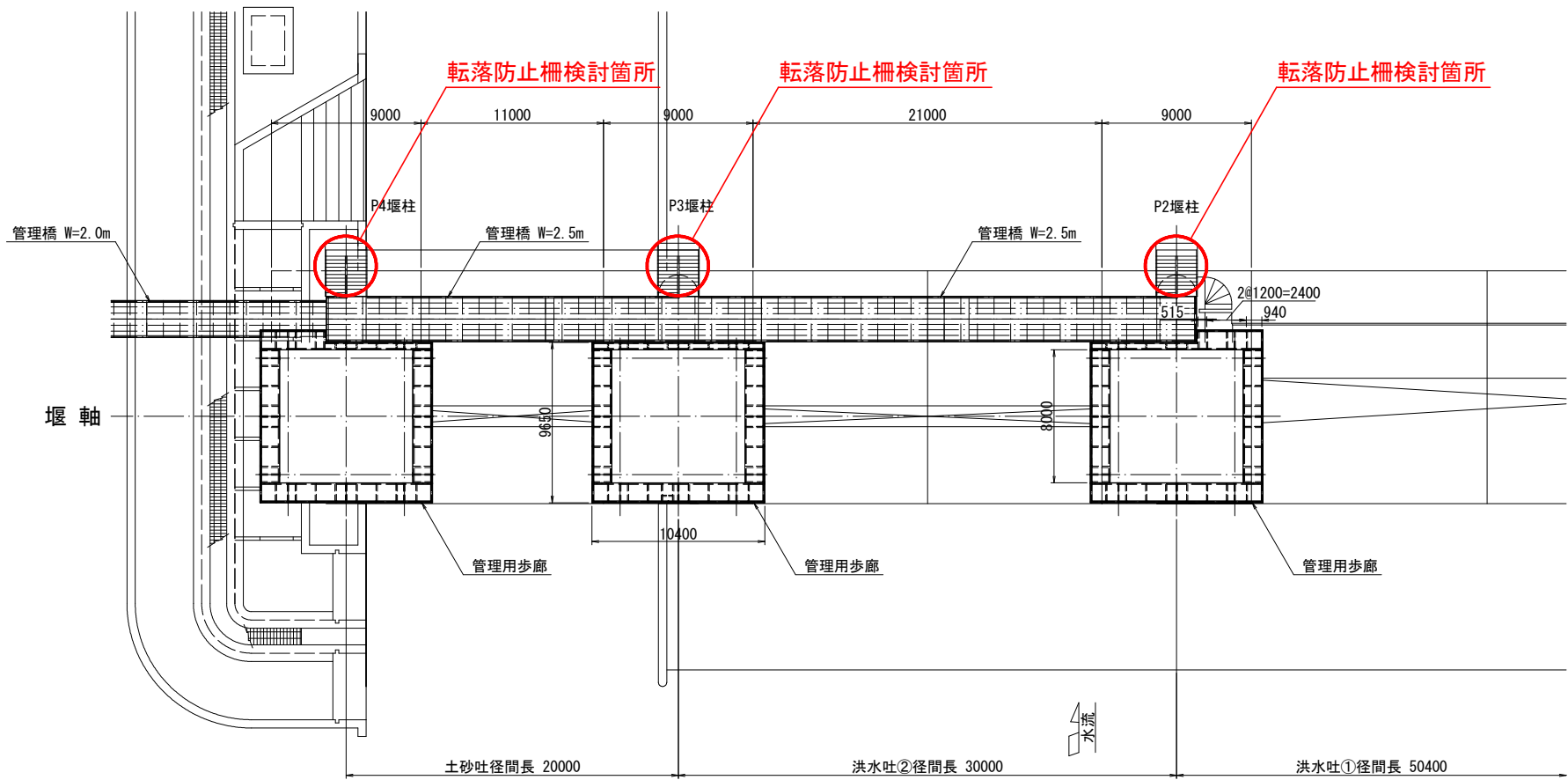


記号	径	長さ	本数	単位重量	1本当り重量	重量	適用
1	D13	2,400	9	0.995	2.39	21.5	
2	D13	2,380	11	0.995	2.37	26.1	
D13 合計						47.6	kg

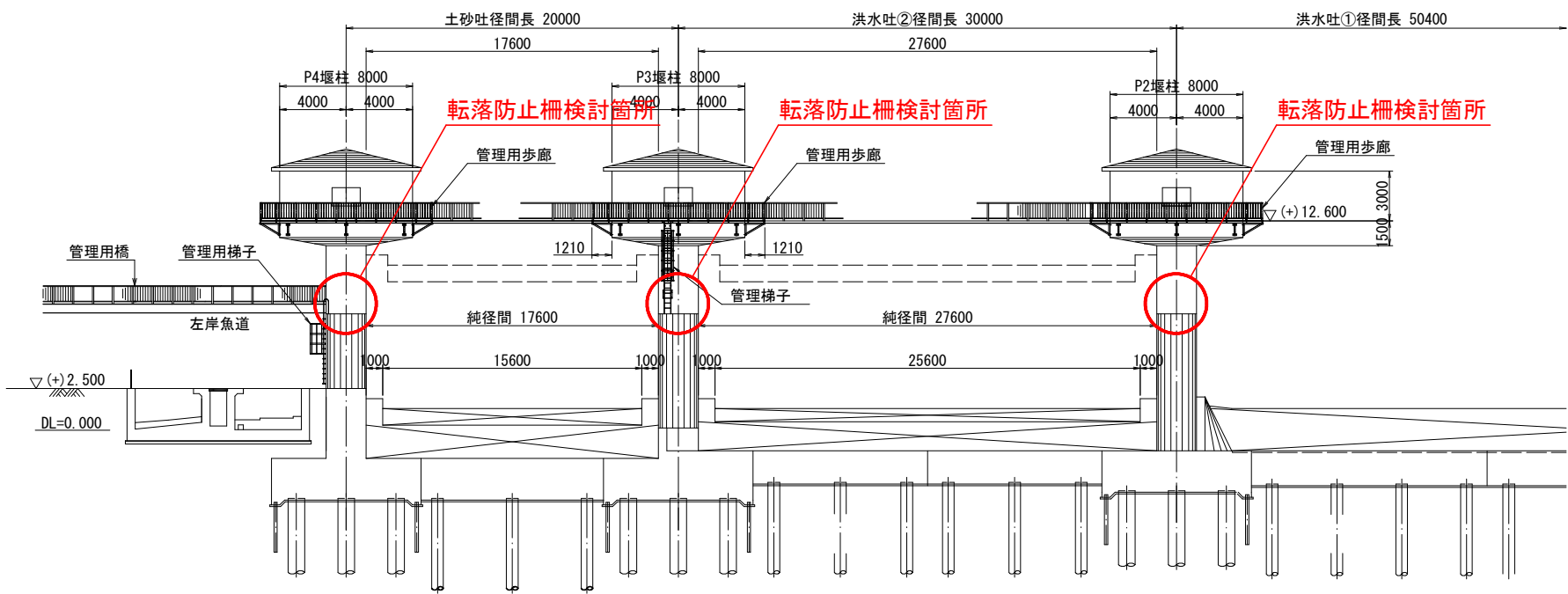
工事名			
図面名	復旧図（締切端部護岸）		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	-
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

管理用歩廊全体図

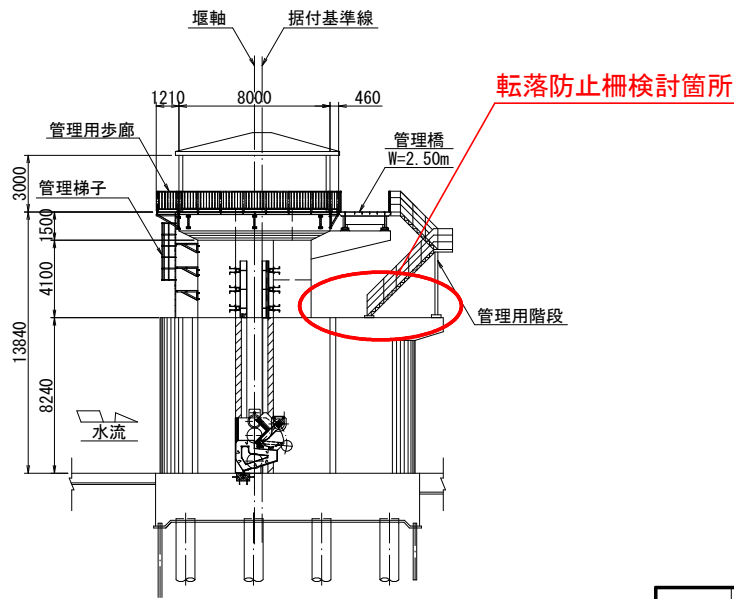
平面図 S=1/200



正面図 S=1/200



側面図 S=1/200

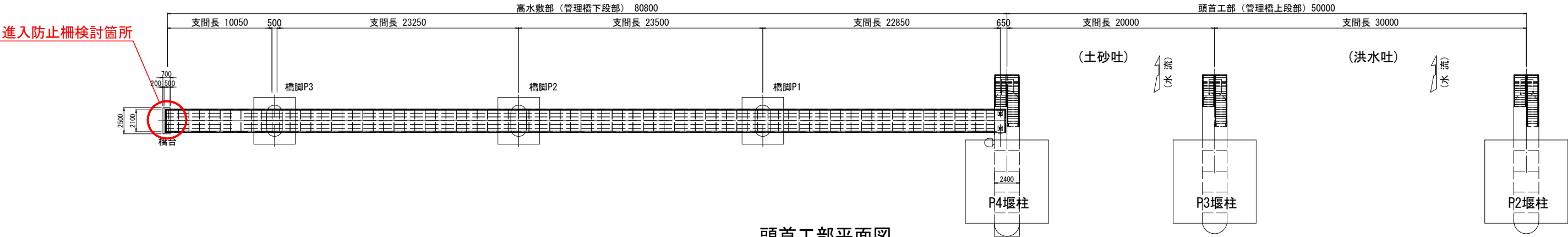


工事名			
図面名	管理用歩廊全体図		
作成年月日			
縮尺	S=1:200	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

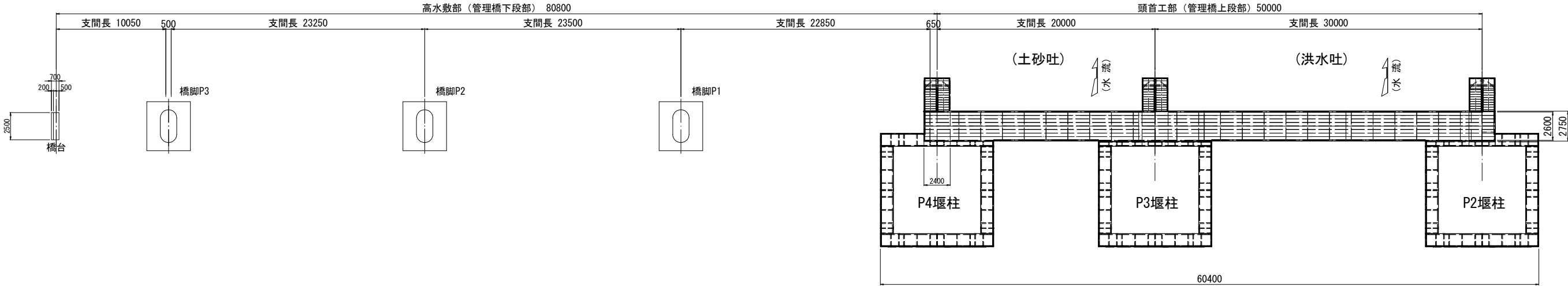
管理橋一般図

S=1:200

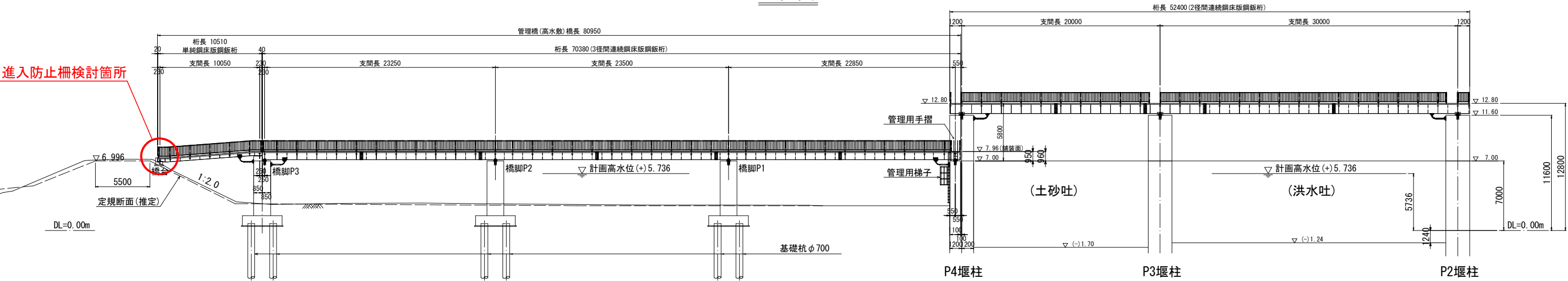
高水敷部平面図



頭首工部平面図



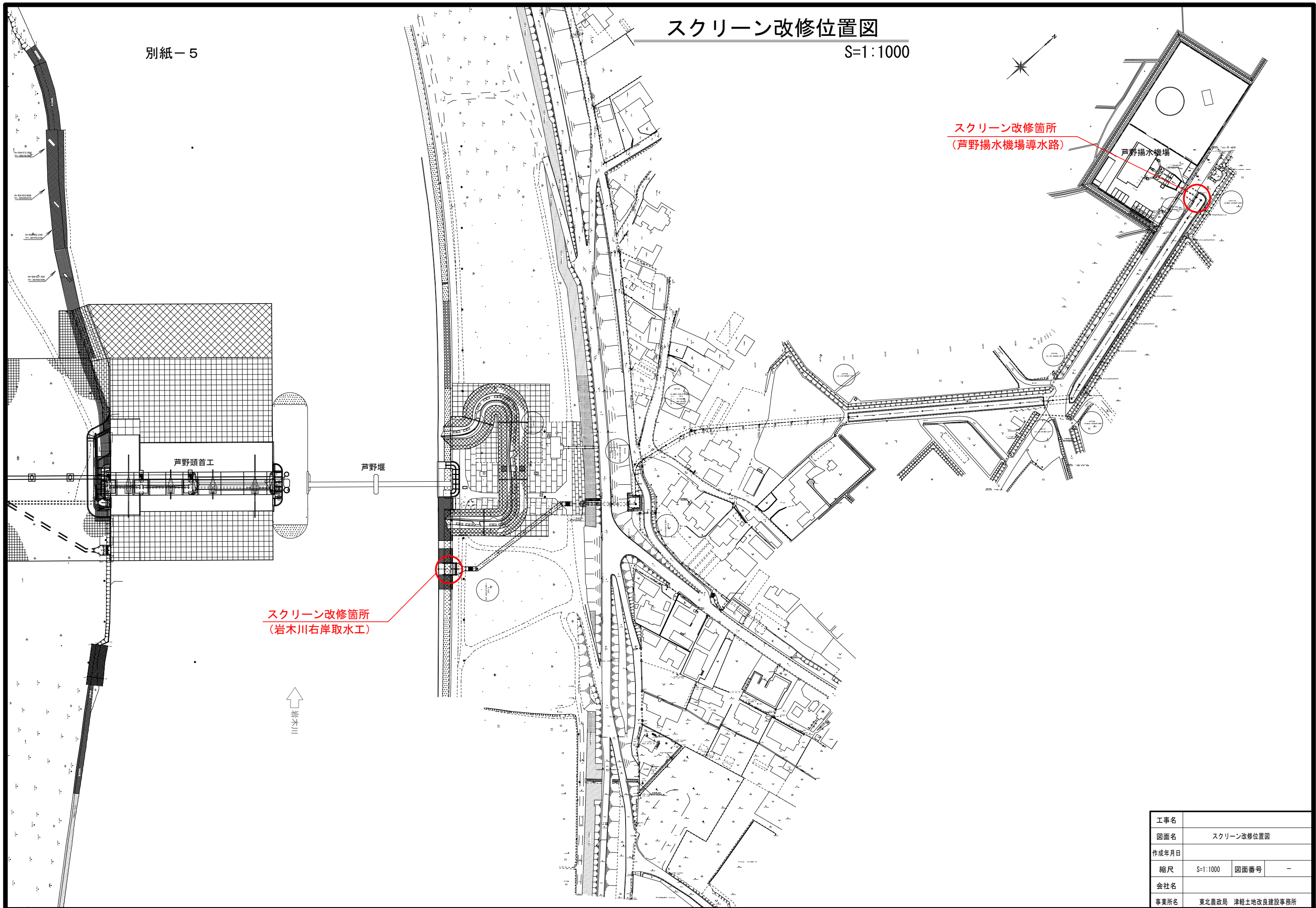
正面図



工事名	管理橋一般図		
図面名	管理橋一般図		
作成年月日			
縮尺	S=1:200	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

※頭首工部（管理橋上段部）は据付のみ
※P2歩廊は施工済み

スクリーン改修位置図
S=1:1000



スクリーン改修箇所
(岩木川右岸取水工)

スクリーン改修箇所
(芦野揚水機場導水路)

芦野揚水機場

岩木川

工事名			
図面名	スクリーン改修位置図		
作成年月日			
縮尺	S=1:1000	図面番号	-
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

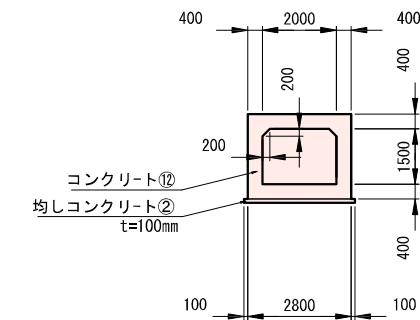
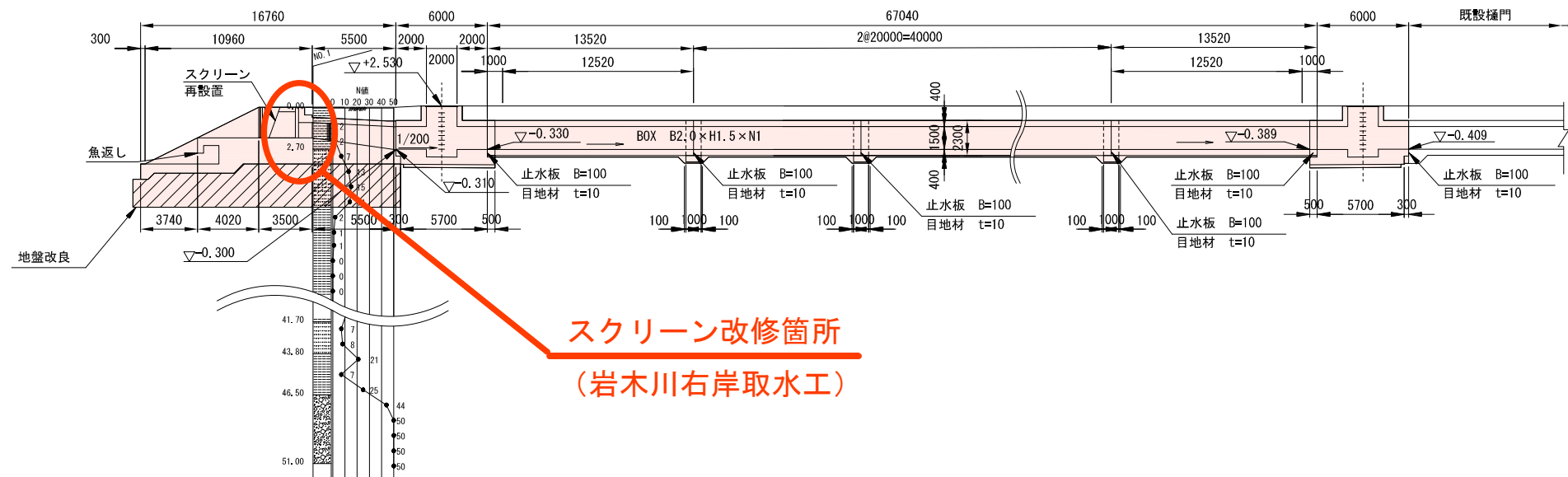
取水施設一般図

断面図

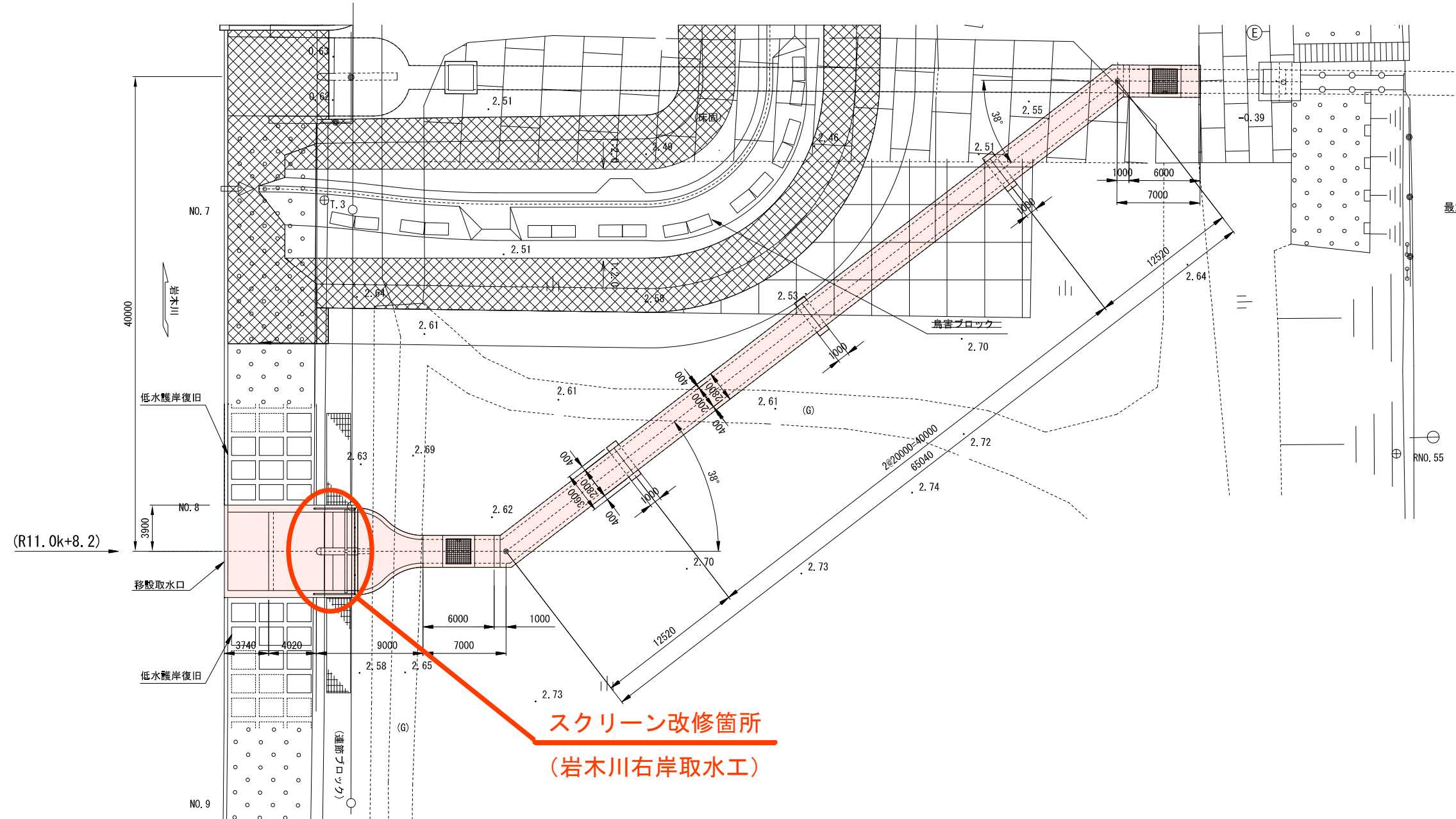
S=1:200

標準断面図

S=1:100



平面図

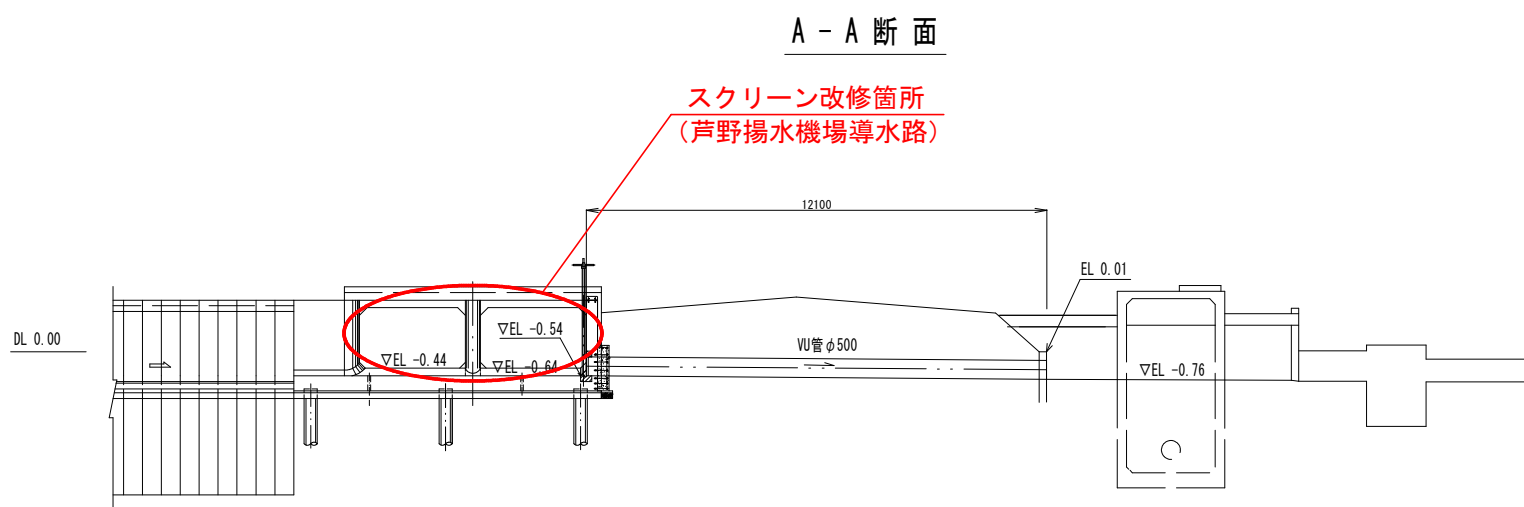
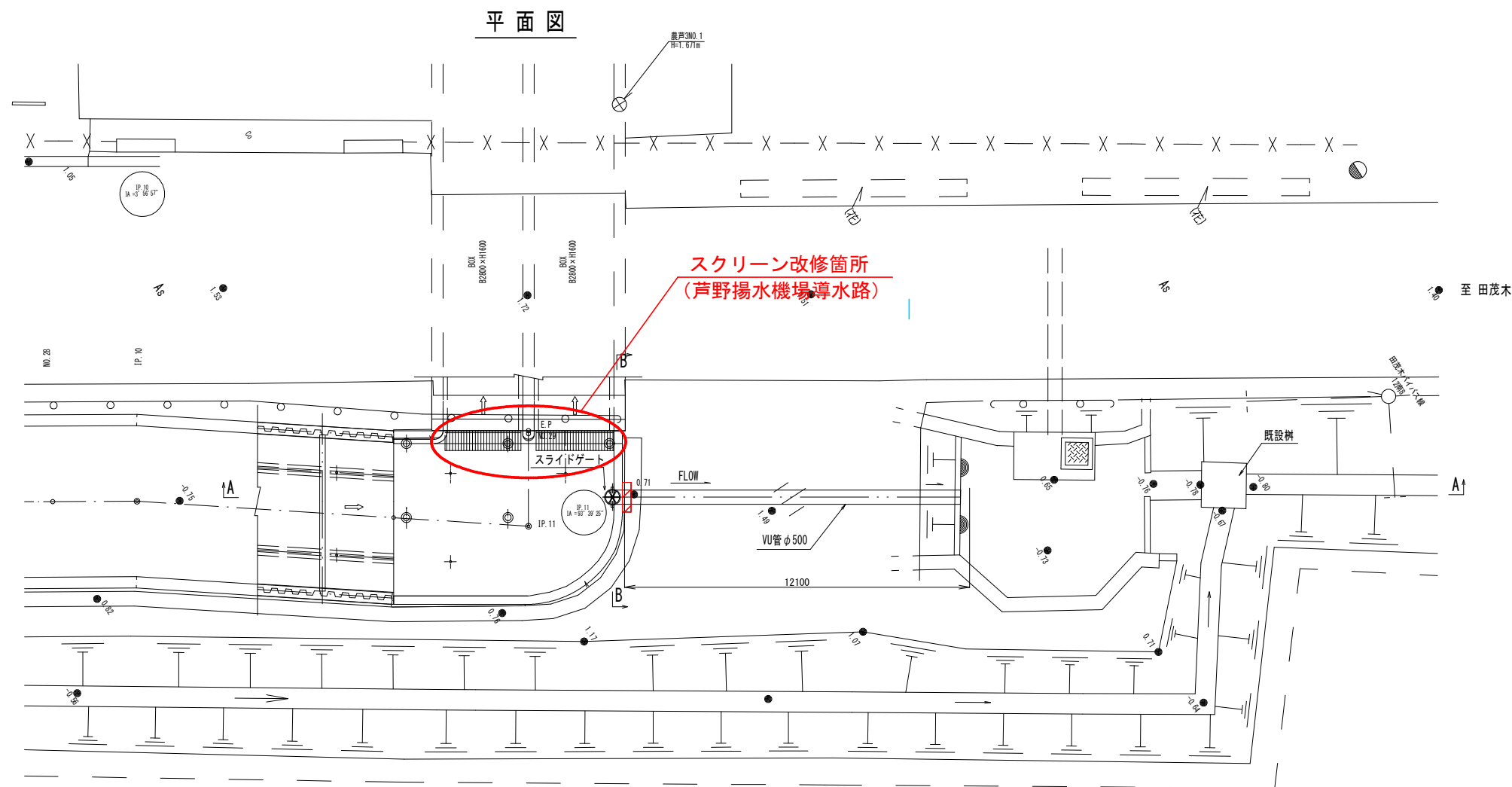


※1. 止水板は、CC 100×5とする。
2. 目地板は、樹脂発泡体 (15倍) とする。

第 1 回変更 全 38 葉の内 3

平成 21 年度	
施工箇所	青森県北津軽郡中泊町大字芦野 地内
工事名	岩木川芦野地区取水施設移設工事
図名	取水施設一般図
縮尺	図示 全 34 葉の内 3
作成年月	平成 年 月
東北地方整備局 青森河川国道事務所	

芦野揚水機場導水路 一般図 S=1:100



工事名			
図面名	芦野揚水機場導水路 一般図		
作成年月日			
縮尺	S=1:100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

別紙－6（第1－4条、第4－1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8. 1 を超える場合にあっては 10 分の 8. 1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額